

平成26年度国民健康保険事業の状況

1. 国保料率改定の概要

(1) 賦課限度額

医療分 51万円(据え置き)

後期支援分 16万円(+2万円)

介護分 14万円(+2万円)

(2) 保険料率

	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯平等割
医療分	7.9%	16.8%	<u>23,800円</u> (△2,000円)	27,200円
後期支援分	2.6%	4.40%	<u>8,500円</u> (+1,000円)	6,500円
介護分	2.2%	4.40%	<u>9,000円</u> (+1,000円)	6,200円

2. 保険料法定軽減判定所得基準の改正

【政令改正の内容】

(1) 5割世帯の所得判定基準(24.5万円×人数)に世帯主を含めること(単身世帯にも適用)

(2) 2割世帯の所得判定基準を引き上げること(35万円⇒45万円)

改正後の基準所得(世帯の加入者全員の総所得額)

7割軽減	5割軽減	2割軽減
33万円以下	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	33万円+(45万円×被保険者数)以下

3. 70歳以上の前期高齢者の医療費一部負担割合の改定

区分	負担割合	備考
70歳以上 75歳未満	1割	昭和19年4月1日以前生まれ
	<u>2割</u>	<u>昭和19年4月2日以降生まれ</u>
上記の現役 並み所得者	3割	変更なし

国保料当初賦課状況(7月1日時点)

1 基礎データ

	平成25年度	平成26年度	増減	前年比
被保険者世帯数	27,578世帯	26,872世帯	△ 706世帯	97.4%
被保険者数	46,634人	44,852人	△ 1,782人	96.2%
総所得金額	282.7億円	281.4億円	△1.3億円	99.5%
1世帯平均所得	1,025,050円	1,047,191円	22,141円	102.2%
1人当たり平均所得	606,185円	627,400円	21,214円	103.5%

2 国保料賦課額

	平成25年度	平成26年度	増減	前年比
総賦課額	41.7億円	39.0億円	△2.7億円	93.5%
医療分	29.3億円	27.0億円	△2.3億円	92.2%
後期支援金分	8.6億円	8.5億円	△0.1億円	98.8%
介護納付金分	3.7億円	3.5億円	△0.2億円	94.6%

3 一世帯当たり国保料賦課額

	平成25年度	平成26年度	増減	前年比
医療分	106,350円	100,486円	△ 5,864円	94.5%
後期支援金分	31,284円	31,720円	436円	101.4%
介護納付金分	25,501円	25,722円	221円	100.9%

4 被保険者一人当たり国保料賦課額

	平成25年度	平成26年度	増減	前年比
医療分	62,892円	60,204円	△ 2,688円	95.7%
後期支援金分	18,501円	19,004円	503円	102.7%
介護納付金分	20,542円	21,020円	478円	102.3%

5 国保料軽減額

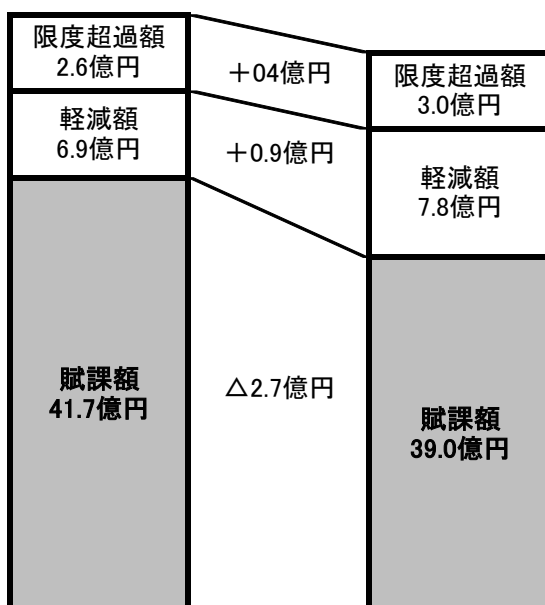
	平成25年度		平成26年度		増減	
	世帯数	軽減額	世帯数	軽減額	世帯数	軽減額
軽減総額	13,870	6.9億円	15,367	7.8億円	1,497	0.9億円
7割軽減	8,243	5.0億円	8,447	5.1億円	204	0.1億円
5割軽減	1,834	1.1億円	4,030	2.1億円	2,196	1.0億円
2割軽減	3,793	0.8億円	2,890	0.6億円	△ 903	△0.2億円

6 限度超過額

	平成25年度		平成26年度		増減	
	世帯数	限度額超過額	世帯数	限度額超過額	世帯数	限度額超過額
限度額超過総額	-	2.6億円	-	3.0億円	-	0.4億円
医療分	521	1.7億円	553	2.1億円	32	0.4億円
支援分	693	0.7億円	575	0.7億円	△ 118	0.0億円
介護分	364	0.2億円	268	0.2億円	△ 96	0.0億円

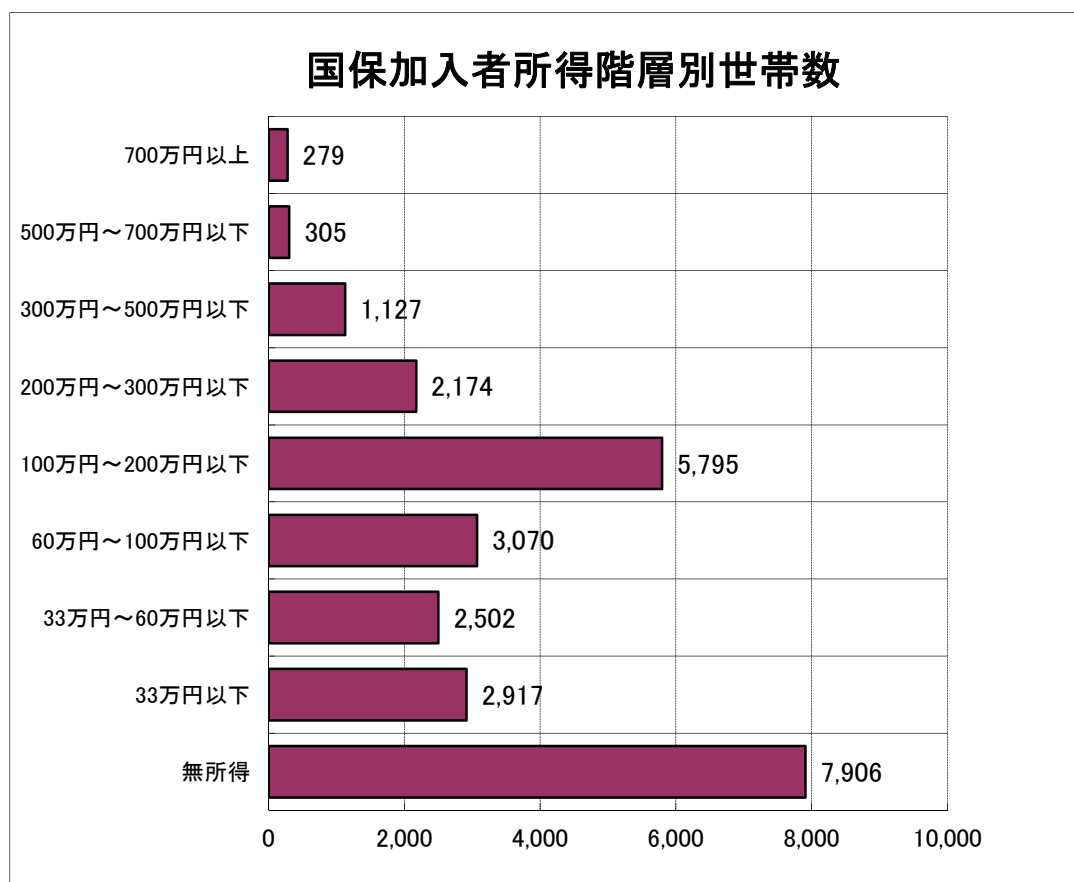
【平成25年度】
算定総額 51.2億円

【平成26年度】
算定総額 49.8億円



国保加入者所得階層別世帯数(平成26年3月末時点)

所得階層	H25	H26	増減
無所得	8,084	7,906	△ 178
33万円以下	2,947	2,917	△ 30
33万円～60万円以下	2,516	2,502	△ 14
60万円～100万円以下	3,239	3,070	△ 169
100万円～200万円以下	5,901	5,795	△ 106
200万円～300万円以下	2,286	2,174	△ 112
300万円～500万円以下	1,151	1,127	△ 24
500万円～700万円以下	283	305	22
700万円以上	279	279	0
合計	26,686	26,075	△ 611



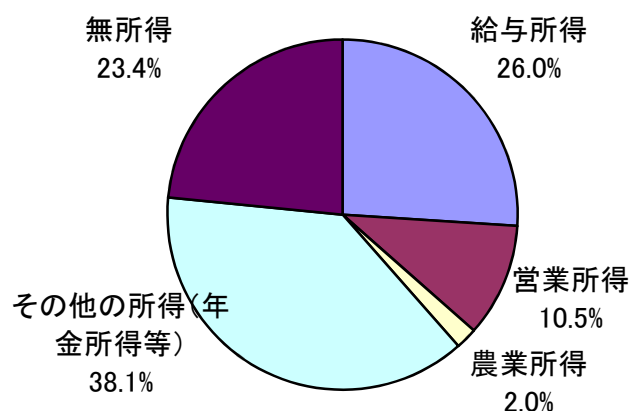
所得類型別国保加入世帯の状況(平成26年3月末時点)

◎所得別加入世帯数

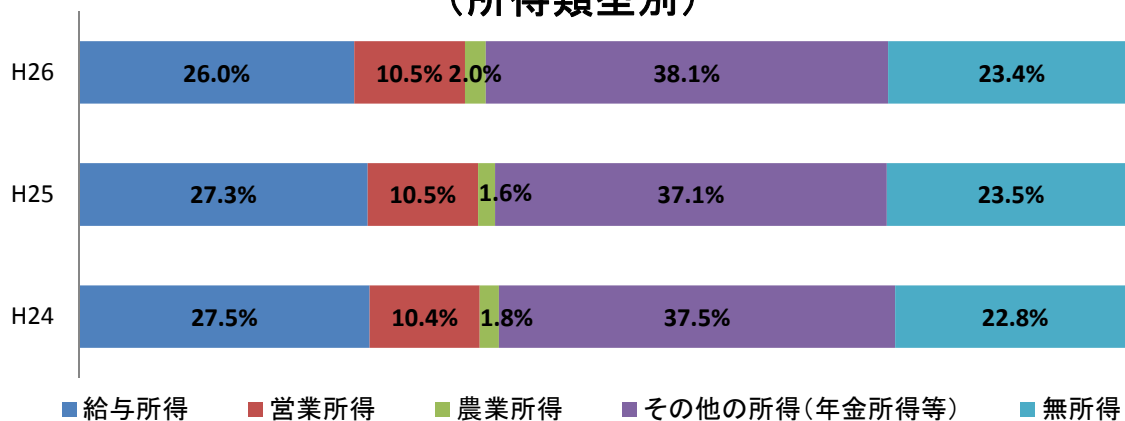
	H25	H26	増減
給与所得	7,286	6,789	△ 497
営業所得	2,789	2,730	△ 59
農業所得	434	520	86
その他の所得(年金所得等)	9,896	9,928	32
無所得	6,281	6,108	△ 173
計	26,686	26,075	△ 611

※所得区分は、保険料納付義務者である世帯主の所得区分

H26年度国保加入世帯内訳 (所得類型別)



国保加入世帯内訳の年次推移 (所得類型別)



平成26年度保険給付費の予算執行状況

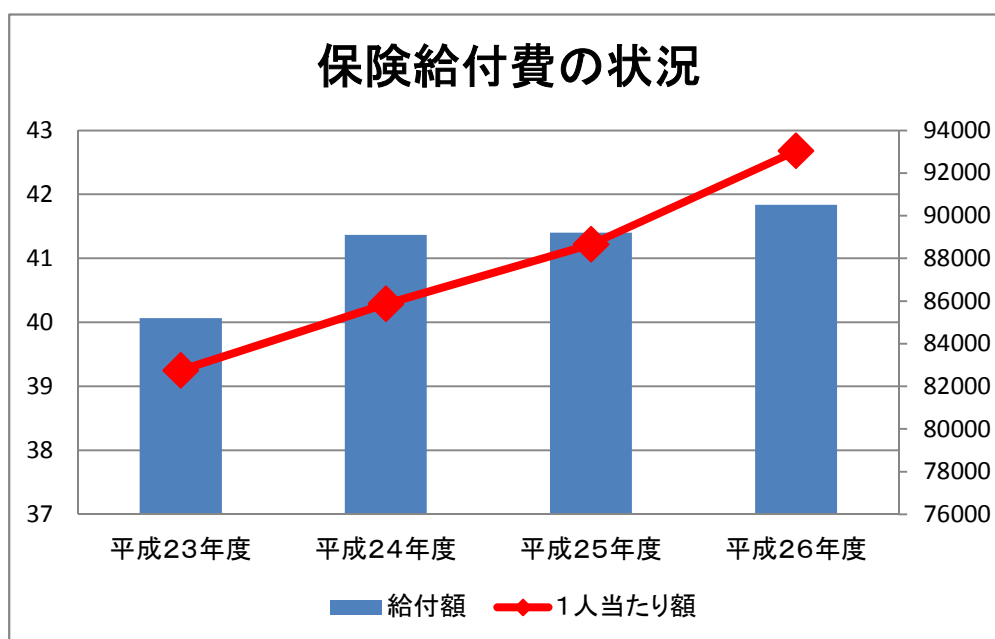
支出額

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	給付額(円)	前年比	給付額(円)	前年比	給付額(円)	前年比
療養給付費(3～6月診療)	3,650,180,731	102.6%	3,654,336,318	100.1%	3,696,333,519	101.1%
高額療養費(4～7月支払)	469,131,693	108.2%	469,751,826	100.1%	468,824,864	99.8%
療養費(4～7月支払)	17,187,512	108.9%	15,852,266	92.2%	18,459,840	116.4%
計	4,136,499,936	103.2%	4,139,940,410	100.1%	4,183,618,223	101.1%

1人当たり給付費

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	給付額(円)	前年比	給付額(円)	前年比	給付額(円)	前年比
療養給付費(3月診療～6月診療)	75,766	103.1%	78,257	103.3%	82,198	105.0%
高額療養費(4月～7月支払い)	9,738	108.8%	10,060	103.3%	10,426	103.6%
療養費(4月～7月支払い)	357	109.4%	339	95.2%	411	120.9%
計	85,861	103.8%	88,656	103.3%	93,034	104.9%

※一人当たり額は各年の給付額を隔年の3月～5月の平均被保険者数で除した額



◆◆ 鳥取市糖尿病性腎症重症化予防事業概要書 ◆◆

(1) 背景

厚生労働省においては、「糖尿病性腎症重症化予防事業」を国の日本再興戦略における健康づくりの推進や医療費の適正化等に取り組む好事例事業の一つとして推奨しているところであり、今年度より国県助成対象事業の一つとして追加され、本市も取り組みを開始したところである。

(2) 目的

本市国民健康保険の被保険者のうち糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、主治医の指示・指導のもと、6か月間の保健指導を行うことによりセルフマネジメントを身に付け、自身の糖尿病管理の改善・重症化予防・透析移行の遅延に繋げることを目的とする。

(3) 事業対象者

糖尿病性腎症の患者であって次の条件を全て満たすこと

- 鳥取市の国民健康保険被保険者であること
- 人工透析導入前段階であること（病期ステージが「Ⅲ期」または「Ⅳ期」の者）
- 生活習慣の改善により重症化の予防が期待されること
- この事業の保健指導と、医師が実施する保険診療による保健指導が重複していないこと
- かかりつけ医から実施可能である旨の承諾があること

(4) 対象者抽出

レセプトデータ及び健診データを活用して、治療状況、服薬状況、eGFR 値などから糖尿病性腎症の病期を判定し（病期ステージが「Ⅲ期」または「Ⅳ期」の者）事業対象者の抽出を行う。

(5) 保健指導の提供

保健指導は、臨床経験を有し特別な訓練を受けた保健指導会社（外部委託/株式会社D P Pヘルスパートナーズ（本社/広島））に所属する「保健師・看護師」が管理栄養士等と協力しながら、6か月間の保健指導を行う。（個別面談2回、電話指導10回）なお、指導等に伴う料金については、全額保険者（鳥取市）が負担するものとする。

(6) 保健指導のコンセプト

- ① 食事の改善 減塩、低たんぱく、適切なカロリー
- ② 運動習慣をつくる 疲れすぎない、筋力維持、体力維持
- ③ 健康学習の実施 服薬指導、血糖管理、フットケア、ストレスマネジメント

(7) 今後のスケジュール

- 8月下旬～9月中旬 …………… 事業対象者への事業案内、希望とりまとめ（定員30名）
- 10月1日～10月3日 ………… 初回面談（駅南庁舎会議室）
- ～3月上旬（6か月間） ………… 保健指導の提供（11月に第2回面談、電話による指導等）
- 3月下旬 …………… 評価・検証の実施、実績報告の作成
- 平成27年度～ …………… 自身による自立したセルフマネジメント
市職員（保健師・看護師等）による継続サポート

(8) 具体的な保健指導の内容

